住所　名古屋市緑区鳴海町字京田23番地
　梁貴文　昭和58年３月８日生
住所　横浜市青葉区美しが丘西１丁目８番地８
　林美子　昭和45年３月８日生
住所　川崎市川崎区渡田３丁目９番６号
　河美沙　昭和53年５月23日生
住所　神奈川県厚木市松枝１丁目７番９号
　李健信　昭和61年２月３日生
住所　川崎市川崎区大師河原２丁目２番14―502号
　韓吉徳　昭和27年10月10日生
　尹汝姫　昭和30年１月11日生
　韓宗佑　昭和59年12月４日生
　韓宗煜　昭和62年３月30日生
　韓宗張　平成２年５月26日生
住所　広島市東区戸坂南１丁目16番27号
　宋惠美子　昭和27年12月20日生
　金惠　昭和50年７月23日生
住所　広島市南区大州５丁目９番24―1201号
　金鐘一　昭和49年７月21日生
住所　大阪市中央区安堂寺町１丁目２番８号
　鄭雅史　昭和40年12月７日生
住所　大阪市鶴見区緑１丁目10番33―902号
　鄭敬子　昭和43年11月18日生
住所　大阪府八尾市山本町北７丁目１番29―301号
　朴翔治　昭和61年５月26日生
住所　大阪市東成区大今里南２丁目10番２―702号
　金阿寿香　昭和53年１月10日生
住所　大阪府豊中市新千里西町２丁目３番９―204号
　左明受　昭和51年11月27日生
住所　大阪府高槻市浦堂３丁目４番１号
　朴健治　昭和50年８月７日生
住所　大阪市生野区田島１丁目１番13号
　康龍男　昭和37年１月30日生
　姜末子　昭和42年１月９日生
　康博俊　平成３年５月16日生
　康哲功　平成５年９月21日生
　康陽紀　平成９年１月23日生
住所　大阪市東成区玉津１丁目８番24―1002号
　高明應　昭和36年６月24日生
住所　大阪府吹田市日の出町９番45号
　陳靖晃　昭和54年12月３日生
　陳純一　平成元年１月20日生
住所　茨城県鹿嶋市宮中７丁目１番２号
　崔明美　昭和52年３月18日生
住所　京都市右京区西京極下沢町９番地10
　蔡春惠　昭和62年１月18日生
住所　京都市右京区西京極畑田町40番地19
　蔡洋華　平成元年３月28日生
　蔡亮　平成３年５月16日生

○法務省告示第八十号

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六条第二項、第三項及び第四項各号列記以外の部分の規定（これらの規定を他の省令において準用する場合を含む。）に基づき、電磁的記録に情報を記録する方式等を定める件（平成十四年法務省告示第百二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月八日　法務大臣　小川　敏夫

１の⑵中「X0605、X0606又はX0608」を「X0605又はX0606」に改める。

２の⑴ウ中「すべて」を「全て」に改める。

３の⑴の表を次のように改める。

項　番	磁気ディスクに記録するファイルの形式	電子署前のファイルの形式	磁気ディスクに記録するファイルのファイル名㊟
1	⑶のアによる指定公証人の行う電磁的記録の認証ファイル	ＰＤＦ形式	（任意の名称）.pdf
2	⑶のアによる指定公証人の行う電磁的記録の認証ファイル	ＸＭＬ形式	（任意の名称）.xml
3	⑶のイによるPDF Public-Key Digital Signatureファイル	ＰＤＦ形式	（任意の名称）.pdf

㊟　ファイル名中の「（任意の名称）」は、添付書面の内容を表す標目とする。「（任意の名称）」の文字数は、全角文字で82文字以内とし、ファイルの拡張子は「.pdf」、「.xml」とし、その文字は半角とする。

例えば、ＰＤＦ形式の取締役会議事録をPDF Public-Key Digital Signatureファイルとする場合のファイル名は「取締役会議事録.pdf」とする。

３の⑵中「サイズは、１ファイル当たり３ＭＢ以下とする」を「合計サイズは、10ＭＢ以下とする」に改め、３の⑶中「次のアからウまでに定めるところによるものとし、アにおいては、「データ型」欄に掲げる形式を用いて、「フィールド」欄に掲げる事項を記録する」を「次のア又はイに定めるところによるものとする」に改め、３の⑶中アを次のように改める。

ア　指定公証人の行う電磁的記録の認証ファイル

指定公証人の行う電磁的記録の認証ファイルは、電子公証で認められる形式のうち、ＰＤＦ形式又はＸＭＬ形式とする。

３の⑶中イを削り、３の⑶ウ中「に使用する」を「の際に用いる」に、「すべて」を「全て」に改め、３の⑶ウを３の⑶イとする。

付録を削る。

○文部科学省告示第三十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十八条第一項の規定により、次の表に掲げる有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定する。

平成二十四年三月八日　文部科学大臣　平野　博文

名称及び員数	内　容	所有者	所有者の住所
信濃国善光寺如来絵伝厨子入　二面	絵馬　二百三十四点	宗教法人善光寺	長野県長野市

○文部科学省告示第三十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十八条第一項の規定により、次の表に掲げる無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定する。

平成二十四年三月八日　文部科学大臣　平野　博文

名　称	所在地	保護団体
吉田の火祭	山梨県富士吉田市上吉田	吉田の火祭保存会
蛭ヶ谷の田遊び	静岡県牧之原市蛭ヶ谷	蛭ヶ谷田遊び保存会
須成祭の車楽船行事と神輿	愛知県海部郡蟹江町須成	須成文化財保護委員会
江包・大西の御綱	奈良県桜井市大字江包、大字大西	江包・大西の御綱祭り保存会
坂越の船祭	兵庫県赤穂市坂越	坂越の船渡御祭保存会
地福のトイトイ	山口県山口市阿東地福上、阿東地福下	地福とういとい保存会